（認定の取消し）

第四十二条の六　環境大臣又は都道府県知事は、第四十二条の四第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第四十二条の四第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

２　環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第四十二条の七　環境大臣又は都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第四十二条の四第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十三条第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第四十九条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第五十条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

２　公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に資するため、国内外における国立公園又は国定公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

二　国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三　国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五十一条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（利用の増進のための情報の提供等）

第六十六条の二　国及び都道府県は、国立公園又は国定公園の利用の増進に資するため、国内外における国立公園又は国定公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第六十八条第一項中「第二十三条第三項第七号」を「第二十三条第三項第八号」に改める。

第八十二条中「第十五条第一項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十五条第一項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定に違反したとき。

第八十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十条第六項」を「第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者が、第十条第六項」に、「者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改める。

第八十五条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第八十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第四十二条の七第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

２　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

３　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然公園法（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

政　令

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百五十号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「令和三年五月十四日」を「令和三年十一月十四日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久